

肥料価格高騰対策事業のご案内（JAいずみの）

<p>内容</p>	<p>昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に影響を受けにくい生産体制をつくり、将来にわたって国民に良質な農産物を安定的に供給していくため、地域に適した肥料コスト低減体系の確立に向け、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系への転換を進める取り組みを支援するもの。</p> <p>加えて、肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるもの。</p>										
<p>申請対象者</p>	<p>○令和4年度～5年度の2年間において、化学肥料使用量の2割低減に向けた2つ以上の取り組みを行う農業者</p> <p>○農産物の販売実績がある農業者</p>										
<p>補助対象</p>	<p>令和4年6月から令和5年5月に注文・購入した肥料法に基づく肥料（作年秋肥、今年春肥として使用する肥料）が対象です。</p>										
<p>助成額</p>	<p>前年度肥料費からの増加額の7割を支援金として交付</p> $\text{支援金} = \left(\text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \div \frac{\text{価格上昇率}}{\text{（統計データを基に決定）}} \div \frac{\text{使用量低減率}}{\text{（0.9）}} \right) \right) \times 0.7$ <p>【秋用肥料の価格上昇率（1.4）での算出例】</p> <table border="1" data-bbox="354 1379 1068 1686"> <thead> <tr> <th>作年の肥料費（円）</th> <th>支援予定額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000,000</td> <td>144,400</td> </tr> <tr> <td>500,000</td> <td>72,200</td> </tr> <tr> <td>100,000</td> <td>14,400</td> </tr> <tr> <td>50,000</td> <td>7,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※実際の支援金は当年の価格上昇率（令和5年3月発表予定）で算出することになります。</p>	作年の肥料費（円）	支援予定額（円）	1,000,000	144,400	500,000	72,200	100,000	14,400	50,000	7,200
作年の肥料費（円）	支援予定額（円）										
1,000,000	144,400										
500,000	72,200										
100,000	14,400										
50,000	7,200										
<p>申込方法</p>	<p>肥料を購入したJA、肥料販売店（取組実施者）へ次のとおり申請してください。</p> <p>①JAいずみので購入した肥料分は当JAへ申請して下さい。</p> <p>②肥料販売店等で購入した肥料分は購入先へお問い合わせ下さい。</p>										

スケジュール	～令和5年5月19日（金）	申請書類の提出締切
	令和5年8月頃～	支援金の交付
	支援金交付後	計画時と額に変更がないか確認
	～令和5年10月13日（金）	化学肥料低減中間報告書の提出締切
	～令和6年7月15日（月）	化学肥料低減報告書の提出締切
<p>※令和4年11月時点 ※本事業スキームの関係上スケジュールが変更する場合がございます。</p>		

提出書類	申請時	①誓約書（農業者様式第1号） ②事業申込書（農業者様式第2号） ③化学肥料低減計画書（農業者様式第3号） ④振込口座情報（農業者参考様式第1-2号） ⑤その他J Aが必要とする書類
	(計画変更時)	①(変更後の)化学肥料低減計画書（農業者様式第3号）
	中間報告時	①取組中間報告書（農業者様式第5号） ②取組の実施が確認できる書類（作業日誌等）
	取組実施 状況報告時	①化学肥料低減実施報告書（農業者様式第4号） ②取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌等）

注意事項	～下記の事項を遵守・了承いただくようお願いします～	
	① 本支援金は、 令和4年度～5年度までの2年間に化学肥料の使用低減につながる2つ以上の取り組み（化学肥料低減計画）を行うことを条件 に支払われるものです。 ② 上記取り組みを実施したことが確認できる 作業日誌等を必ず保管 してください。 支援金交付後、化学肥料低減計画の取り組み状況の現地確認に伺う場合がありますので、その際等、求めに応じて提供をお願いします。 ③ 調査の結果、 申請内容や化学肥料低減の取り組みが不適切・不十分とされた場合は、支援金が支払われない、または支援金支払後に返還していただくこと になります。 ④ 取組実施者において事務手数料や振込手数料などが生じる場合、これを差し引いて支援金が支払われます。 ⑤ 支援金は農業所得の雑収入として取り扱うこととなります。	

申請・ 問合せ先	申請受付期間	令和5年2月14日（火）から令和5年5月19日（金）まで	
	申請受付場所	営農総合センター 072-444-8001 南掃守購買店舗 072-427-4141 北池田購買店舗 0725-55-0720	営農総合センター購買店舗 072-444-8006 いずみおおつ購買店舗 0725-21-4126 横山購買店舗 0725-92-3900
		※山直下購買店舗は申請受付を行っておりません。	